

航空自衛隊小松基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	小松基地 LPS-V23091-5
品名 又は 件名	現地外注整備（市販型車両）共通仕様書	承認	令和 5年 3月 6日
		作成	平成12年 4月12日
		改正	平成24年 4月14日
			平成29年 4月 3日
			令和 5年 3月 6日
作成部隊等名	第6航空団 補給隊		

<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲</p> <p>a) この仕様書は、航空自衛隊小松基地が行う市販型車両の現地外注整備について、契約相手方が実施する共通事項を規定する。</p> <p>b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書に規定する内容が優先する。</p> <p>1.2 用語の意味</p> <p>この仕様書において用いる用語の意味は、次に示すほか、各項において定めるとおりとする。</p> <p>a) 個別 T0 等</p> <p>1) 当該車両等に適用する技術指令書 (J. T. O.)</p> <p>2) 製造会社取扱説明書等 (製造会社が車両等の修理を目的として作成した取扱説明書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。)</p> <p>b) 車両等 車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9) (以下「車両等整備基準」という。) 第 1-2 表に示す車両及びそれぞれの構成品、取付品及び部品等をいう。</p> <p>c) 修理不能</p> <p>1) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合。</p> <p>2) 個別仕様書により特に規定がない限り当該品目 (互換性品目及び同等品を含む) の修理時における新品取得価格の 65% 以上修復の諸費用が見積もられる場合。</p> <p>3) その他官側が指示した場合。</p> <p>d) 監督 監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。</p> <p>e) 検査 検査とは、契約相手方の履行の最終段階における給付の完了の確認を行い合格又は不合格の判定を行うことをいう。</p>	
--	--

品名又は件名	現地外注整備（市販型車両）共通仕様書
<p>1.3 引用文書</p> <p>この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するものを除き入札時（入札が行われない場合は契約時）における最新版とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和 45 年防衛庁訓令第 1 号） b) 航空自衛隊物品管理補給規則（昭和 43 年航空自衛隊達 35 号） c) 航空自衛隊調達規則（JAFR124） d) 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125） e) 航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1） f) 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9） g) 車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3） h) 車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6） i) 車両等防錆処理要領（J. T. O. 36-1-52） J) 個別 T0 等 k) 道路運送車両法（昭和 26 年法律 185 号） l) 自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号） m) 標準作業点数表（日本自動車整備振興会） n) 日本産業規格（JIS Z 8301） 	
<p>2 役務に関する要求</p> <p>2.1 整備作業の種類及び工程</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 定期検査整備 定期検査整備は、車両等整備基準に定める I 検査又は M 検査について次の工程の作業を実施する。但し、2)、3)の作業については、I 検査又は M 検査で分解を要求される部位を除き、定期検査の結果に基づき監督官の指示を得て実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 定期検査 2) 分解検査 3) 修理 b) 定期点検整備 定期点検整備は、道路運送車両法（以下車両法という）に定める定期点検整備（3 か月、6 か月、12 か月、24 か月）について、次の工程の作業を実施する。但し、2)、3)の作業については、3 か月、6 か月、12 か月、24 か月点検で分解が要求される部位を除き、定期点検の結果に基づき監督官の指示を得て実施する <ul style="list-style-type: none"> 1) 定期点検 2) 分解検査 3) 修理 	

品名又は件名	現地外注整備（市販型車両）共通仕様書
c)	その他の整備 その他の整備は、a), b)以外の整備で、個別仕様書で指示された作業をいう。
2.2	作業内容
a)	定期検査 定期検査は、車両等整備基準に定める I 検査または M 検査について車両等検査要項（別紙第 1）の手順に従い目視点検、機能点検又は計測作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果を車両等整備基準に定める車両等作業用紙（別紙様式第 1, 2）に記録する。
b)	定期点検 定期点検は、車両法に定める定期点検整備に基づいて実施する。
c)	分解検査 分解検査は、定期検査又は定期点検の結果、判明した要修理箇所を修理するために必要な最小限の分解とする。なお分解した部品は目視点検、機能点検、計測作業を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法、要交換部品を判定する。判定結果は要修理申立書（別紙様式第 3）に記録する。また、分解した部品は要交換部品を除き、必要な品質を維持するための洗浄を行う。
d)	修理 修理とは、c)で確認された本来の性能を発揮不可能な車両等の修理箇所（部位、部品）を交換、加工、組立調整の作業を実施して本来の状態に修復するため、次の作業を行う。
1)	交換 c)で要交換部品と判定された部品を 2.4a)により交換する。
2)	加工 修理するための加工は、修理箇所（部位、部品）の特性に応じ、最も適した方法で行う。
3)	組立調整 c)で使用可能品と判断されたもの、d)の 1), 2)で修理した部品等について規定の性能を発揮するため、適正な手順方法により組み立て、必要に応じて各部を調整する。
4)	潤滑 車両等の部位、部品について必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定のうえ適正量を給油する。
5)	塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指示された場合を除き、この仕様書の 1.3g)による。
2.3	作業の中止
a)	車両等を修理するため、個別仕様書で指示された以外の作業の必要がある場合。
b)	修理不能の場合。
2.4	使用部品及び材料
a)	使用部品及び材料の準備 整備作業に必要な部品、材料等は個別仕様書で官給を指示されたものを除き契約相手方で準備する。
b)	部品等の規格及び活用
1)	部品等の使用は原則として製造会社の純正部品（個別 T0 等に記載された部品）とする。

品名又は件名	現地外注整備（市販型車両）共通仕様書
	<p>2) 1)において部品等の入手が困難な場合はリビルト品（車両又は部品の製造会社が修理及び検査を実施し、使用可能とした部品）を使用する。</p> <p>3) 修理に際し、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部品等を他の組部品の修理に流用することが可能な場合は、監督官の指示を得てこれらの部品を活用し修理費の節減を図る。但し、原則として同一契約の範囲内とする。</p>
2.5	要求性能
	<p>車両等の修理後の性能は、個別仕様書で特に指示された場合を除き個別 T0 等による。</p>
3	品質保証
3.1	品質管理
	<p>a) 車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する、計測器及び試験装置は 1.3 に基づき、定期的に整備されていなければならない。</p> <p>b) 社内点検記録は、確実に保管されていなければならない。</p>
3.2	監督及び検査
	<p>a) 監督は契約相手方から保証するものとして提出された品質保証資料により実施するものとし、監督実施記録（別紙様式第 4）に記録する。ただし、監督官が必要と判断した場合においては、直接監督を実施する。</p> <p>b) 検査は契約相手方の提出する品質保証資料に基づき、車両等が当該契約の要求事項に適合した修理を完了していることを確認し合格とする。</p>
4	その他の指示
4.1	技術協力
	<p>a) 2.4a)により納入した部品の不具合に対する原因究明、対策案の提出及び処置について、官側から依頼された場合の調査検討の実施。</p> <p>b) その他技術的事項について、官側から要求があった場合には資料の提出又は提示の協力。</p>
4.2	補給手続
	<p>a) 車両等の受け渡し 車両等の受け渡しは航空自衛隊物品管理補給手続第 5 章（物品管理補給業務一般）により実施し、輸送（搬入、搬出）は官側において実施する。</p>
	<p>なお、車両等の受領にあたり付属品等の員数を確認し、車両付属品員数表（別紙様式第 5）に記録する。</p>
	<p>b) 官給品 官給品の品目、数量、日時については官給品明細書（別紙様式第 6）で規定する。官給品は原則として官給を受けなければならない。</p>
1)	官給品の使用後の処置 個別仕様書で官給と規定された部品等は、整備完了後

品名又は件名	現地外注整備（市販型車両）共通仕様書
<p data-bbox="336 288 1219 324">官給品使用明細書（別紙様式第7）を作成し官側に提出する。</p> <p data-bbox="268 338 1469 517">2) 不具合があった場合 契約相手方は、官給された部品等に不具合を発見した場合は速やかに監督官に報告し、指示を得て不具合通報（別紙様式第8）を航空自衛隊物品管理補給手続第5章7節により作成し、分任物品管理官へ3部提出する。</p> <p data-bbox="236 530 405 566">4.3 保障</p> <p data-bbox="236 577 1251 613">a) 車両等の搬入後から搬出までの保管責任者は、契約相手方とする。</p> <p data-bbox="236 624 1469 710">b) 整備期間中における契約相手側の過失、その他により生じた損害は、すべて契約相手の責任とする。</p> <p data-bbox="236 721 1469 900">c) 車両等が納入後時期点検、検査までの間において機能不良、損傷が発生しその原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められる場合には契約相手は無償で再修理の責を負う。なお、この判定は契約担当官と契約相手の協議の上決定する。</p> <p data-bbox="236 911 437 947">4.4 その他</p> <p data-bbox="236 958 1469 1093">この仕様書に記載されていない事項で、引用文書に基づき、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が実施する。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と協議の上、指示を受ける。</p>	